

別表6 筑前海水域に係る上乘せ排水基準

業 種 (施 設)	項目及び物質並びにその許容限度 (単位 mg/L)						適用の日
	BOD 又は COD	SS	n-Hex		フェノール 類		
			動植物油脂類	鉱油類			
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種	30(20)	100(70)					
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場 (S53.1.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食料品製造業	通常の排水量が500m ³ /日以上のもの	80(60)	100(70)				H2.4.1～
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	120(90)	150(120)				
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設、畜房施設		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の施設		120(90)	150(120)				
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場 (S53.1.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設		45(30)	100(70)				H2.4.1～
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		120(90)	150(120)				
その他の施設	通常の排水量が2,000m ³ /日以上のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	H2.4.1～
	通常の排水量が500m ³ /日以上2,000m ³ /日未満のもの	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m ³ /日未満のもの	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

- 別表2の備考2、7、11から17まで及び19の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考15中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(昭和54年政令第132号)による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和53年1月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。
- 「畜房施設」とは、施行令別表第1第1号の2に掲げる特定施設に係るものをいう。